

「中国帰国者」2世・3世の教育に関する現状と課題

黄 英蓮（一橋大学大学院社会学研究科博士課程）

依光 正哲（一橋大学大学院社会学研究科教授）

1. はじめに

経済のグローバル化の波やそれに対応する1989年「出入国管理および難民認定法」(入管法)の改訂などにより、日本に入国する外国人が増えている。日本における外国人登録者数は、2000年末現在約168万人であり、10年前の1990年と比べるとほぼ5割の増加となっている。外国人の内訳を見ると、戦前から日本に滞在、定住している在日韓国・朝鮮人、中国人のいわゆる「オールドカマー」と、ブラジル、ペルー、フィリピン、タイ、イラン、中国、韓国、東南アジア出身者など、出稼ぎ型、日本人との結婚、家族呼び寄せなど様々な形態で来日している「ニューカマー」に分類することができる。そして、ニューカマーの中で大きな比重を占めているカテゴリーとしては、(1)インドシナ難民などと、(2)外国に定住して数十年を経過したあとに、かつての母国に帰還する日系南米人や「中国帰国者」などの「帰還移民」がある。これらのニューカマーはさまざまな課題を抱えているが、本稿では、中国帰国者の問題、とりわけ中国帰国者の2世・3世の問題を取り上げる。

「中国帰国者」の帰国は1972年中日国交正常化以後からはじまり、とりわけ1980年代後半以降2世・3世が帰国を開始してから既に長い年月がたっている。「中国帰国者」は元来日本人である「中国残留邦人」とその家族およびその2世・3世という家族単位で来日することが多く、帰国当初から「家族再結合」を念頭において定住化が進行している。2世・3世に与えられている在留資格は、「日本人の配偶者等」あるいは「定住者」であり、日本での定住が認められているものである。さらに、日本国籍を有している者もいる。

「中国帰国者」を取り巻く問題は、居住、就労、言葉といった基本的な生活上の問題にはじまり、さらに子女の教育問題、家庭内における親子間問題、老後の問題など、地域住民としての問題へと変化しつつある。

日本における日系南米人や「中国帰国者」等のニューカマーを中心とする外国人労働者問題は、彼・彼女らが日本社会で長期に滞在することに伴って、就労場面での問題から家庭生活、地域生活全体の問題へとその内容を変化させてきている。そして、日本における外国人子女の教育問題が重要な課題として意識されはじめており、「中国帰国者」2世・3世の教育問題へのアプローチは、そのような課題を具体的に検討することにもなる。

このような問題意識のもと、我々は2001年8月、11月、2002年に6月に、「中国帰国者」2世・3世の日本語指導に携わっている小・中学校の「指導員」、ボランティア団体の日本語教室で教えている日本語教師の方々へのヒアリングを行った。また、関係機関において資料の収集を行った。本稿は、これらのデータに基づき、行政側の受け入れ政策、自治体やボランティア団体の支援実態を叙述しながら、日本における「中国帰国者」2世・3世の教育の現状に注目し、今後の課題について検討することとした。

2. 「中国帰国者」2世・3世の日本への帰国事情

2-1 「中国帰国者」2世・3世とは誰か

まず、本稿においては「中国帰国者」2世・3世を次のように定義する。

「中国帰国者」とは、1972年中日国交回復後に帰国した「中国残留邦人」とその家族のことを指す^{*1}。「中国残留邦人」の中には、戦前の農業移民関係者が多い。1936年日本政府は「満州農業開拓移民計画」を立てて、敗戦の年まで満州（中国東北部）へ移民を送り出した。満州への農業移民は分村・分郷計画に基づく開拓団員、青少年義勇軍、大陸の花嫁という形で行われた。開拓民として送り込まれた者の主観的意図は様々であったが、長野県、山形県、熊本県、福島県、新潟県などの比較的貧しい地域から多くの開拓団員が送り込まれた。

「開拓」というのは名ばかりで、開拓移民は中国人、朝鮮人が拓いた既耕地を強権的・強制的に買収し、住民を追い払って入植することが多かった。そして、満州移民は最初から国境防衛とか治安維持といった軍事的・政治的任務が課されていた。

1945年8月ソ連軍が参戦し、関東軍が敗走することになると、満州移民は真っ先に攻撃の矢おもてに立たされた。当時、壮年男性は現地で軍に召集されていたため、日ソ開戦時に満州に残された日本人の多くは老人や女性・子どもたちであった。終戦の混乱の中で、開拓団は壊滅し、開拓民は自決・虐殺・陵辱・拉致等を伴う逃避行を余儀なくされ、親や子どもと生き別れ、あるいは死別したりするケースが多く、生存者は中国人の家庭に入るなどして中国に残留せざるをえなかった。この人たちがいわゆる「中国残留邦人」であり、次第に現地住民の生活に同化していった。旧厚生省（厚生労働省）は、このような人々のうち終戦時の年齢が13歳未満の者を「中国残留孤児」、13歳以上の者を「中国残留婦人」と呼んでいる。

「中国残留邦人」の家族というのは、1世である残留婦人、残留孤児と血縁関係にある2世・3世及びその家族のことである。この2世・3世は、少年少女から中年まで幅広い年齢層からなっている。

本稿においては、「中国残留孤児」や「残留婦人」の子どもないし孫にあたる人々で就学年齢にある2世・3世を「中国帰国者」子女と称することとする。

2-2 帰国の事情

1972年中日国交正常化以降から現在に至るまで、日本に国費で帰国した「中国残留孤児」と「残留婦人」は6千人を超え、各々の同伴家族を合わせて約2万人いるといわれている^{*2}。1985年以前においては、身元未判明の孤児は在日親族がいないため、本邦に永住帰国することは事実上不可能であった。1984年に中日両国政府間で中国残留日本人孤児問題の解決に関する「口上書」が交換され、この「口上書」に基づき、「日本への帰国を希

^{*1} 蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社、2000年、1～2頁

^{*2} 厚生省社会援護局中国残留孤児等統計資料による。

望する孤児は、在日親族の有無にかかわらず受け入れる」ことを確認し、身元保証人に代えて身元引受人という制度を発足させた。1992年度からは「残留婦人」等についても当該制度を適用することになり、「中国残留孤児」や「残留婦人」の帰国が活発に行われた。

1994年4月、日本政府は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（「中国残留邦人」等支援法）を公布した。この中で、残留邦人等の帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援などを「国の責務」として行うことが規定された。そして、第6条で、「国は、「中国残留邦人」等が永住帰国する場合には、当該「中国残留邦人」及びその親族等が出入国管理及び難民認定法その他出入国に関する法令の規定に基づき円滑に帰国しまたは入国できるよう特別の配慮をするものとする」と明確に規定された。

このような一連の制度の見直しによって、帰国援護対象者の範囲が拡大され、私費で帰国する人が増加した。また、先に帰国した残留孤児や残留婦人たちが中国在住の2世・3世を日本に呼び寄せるケースが増えてきた。この呼び寄せ家族には就学年齢の2世・3世が多く含まれることになる。2世・3世の中には日本国籍を取得している者もいて、正確な数は把握できないが、「中国帰国者」全体の人数は約10万人に達すると推計されている³。

「中国帰国者」子女は、元来日本人である祖母、中国籍である両親という家族単位で来日することが多い。「中国帰国者」には、儒教・儒学思想に由来する「孝＝父母に仕えること」の家族観が根強く内面化されており、家族集団を生活単位として守ろうとする傾向が根強く残っている。「中国帰国者」の家族は通常の家族のあり方と比較した場合、その特異性が明らかになる。50年余というあまりに長すぎる歳月が、「中国帰国者」の「帰国」の事情を複雑なものにしてしまっている。世代間の意識の差が大きくなっているのである。

「中国残留婦人」や「中国残留孤児」本人の場合は、敗戦時の集団引揚げから大幅に遅れての本国への「帰還」であり、残留婦人は心情レベルでも、現実的なレベルでも「祖国への帰国」に思いを寄せている。他方、残留孤児は心情レベルでは、肉親への強い思慕が帰国の動機の一つとなっているが、実際の生活は「異国への移住」を志向している。そして、残留孤児や残留婦人に同伴したり、呼び寄せられた2世・3世たちにとっては、近年のめざましい日本経済の発展への憧れが、日本での生活を選択する動機となり、いわゆる「来日」となる。「中国帰国者」子女は、親の都合により、確たる帰属意識をもたないまま、未知の世界への憧れを持ちながら、来日を余儀なくされるが、中国国籍から日本国籍に変更させられる者もいるなど、中国と日本の二つの国の間で翻弄されていると言える。

³ 蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』2000年、行路社、2頁 1972年から1998年までに帰国した残留孤児と残留婦人は約5千名で、その家族を含めて約2万千名といわれているが、彼らに呼び寄せられた子どもや孫たちなどの関係者を含めると約10万人と推計されている。この点は、「中国帰国者」の支援に携わる多くの人たちが認めることであるが、例えば、「中国帰国者」の支援に長らく携わってきた八木巖の次のような言葉から裏付けられよう。すなわち「帰国者は実に子たくさんで、帰国者一人にこの世帯6～7家族というのは普通で、一世帯を引き受ければ、その一族20～30人という大家族を引き受ける」ことになる。（八木巖「中国帰国者の実状とその背景」江畑敬介・曾文星・箕口雅博編『移住と適応』日本評論社、1996年、27頁）

3. 「中国帰国者」子女受け入れ状況

3-1 「中国帰国者」子女の動向

既述の如く、1972年の中日国交正常化以来、「中国残留孤児」「残留婦人」等の日本への帰国が活発に行われるようになる。「中国帰国者」に同伴されて帰国したり、後で呼び

表1 年度別中国帰国子女数 (単位:人)

年度	合計(小・中・高等学校)
1978	125
1979	238
1980	230
1981	281
1982	261
1983	242
1984	259
1985	306
1986	496
1987	517
1988	553
1989	583
1990	576
1991	434
1992	558
1993	392
1994	355
1995	430
1996	421
1997	393
1998	277
1999	181

(出典) 中西晃「中国帰国子女の教育 多文化共生に向けての学校教育」『多文化共生社会の教育』天野正治・村田翼夫編、玉川大学出版部、2001年、120頁
文部省教育助成局海外子女教育課『海外子女教育の現状』、2000年、35頁

寄せられて来日する子供(小・中・高校生)の人数を示したものが表1である。1999年度間で181名となっている。

表1から分かるように、全体の「中国帰国者」子女の人数は1985年まで徐々に増加し、300名に達するのであるが、1986年以降は急激に増加し、400名から600名弱にまで膨らんできている。そして、1997年以降はその数が減少の傾向を見せている。

1999年度の文部省の「学校基本調査」によると、「中国帰国者」子女が多く在籍している地域は、関東、近畿、九州・沖縄、中国、東北などの諸地域であり、47都道府県のうち、「中国帰国者」子女が在籍していない県は23県となっている。また、帰国年度を問わずに、1999年度に小中高の児童・生徒となる「中国帰国者」子女の人数を見ると、総数が6648名であり、これを学校種別にまとめると、小学校3361名、中学校2061名、高等学校1226名となる。そして、これらの帰国者子女は1921校の学校に在籍している^{*4}。

3-2 「中国帰国者」子女の受け入れ体制

「中国帰国者」子女は、家族が国費帰国者の場合、帰国してから家族とともに中国帰国者定着促進センター（所沢）で4ヶ月間の初期指導を受けたあと、ほとんどが公立の小・中学校に編入される。他方、私費で帰国した場合は直接小・中学校に編入される。

編入に関しては、中国と日本の学校制度の違い等から年齢と学齢が一致しない場合が多い。さらに、「年齢に応じ相当学年に編入学させる」のが原則であるが、「特に、言葉が不自由である等の事情により、直ちに相当学年の課程における教育を受けるのが適切でない」と認められるときは、一時的に適宜下級学年で授業を受けさせることもできる^{*5}となっている。「中国帰国者」子女は学齢相当年齢より下級学年に編入される者が多く、編入の時期も一定していない。例えば年齢上は小学校6年生である児童に関して学年を下げた4年生に就学させている例も見られる。この場合、日本においては、飛び級等が認められていないことから、以後は日本語の習得状況、体の発育状況等の如何にかかわらず、1学年ずつ進級する者として取り扱われている。表2によれば、自分の学齢より1学年下に編入されている者は小学校で287名、中学校で336名となっている。さらに、小学校では5学年も下げられている者までいる。日本人海外勤務経験者帰国児童の場合には同じ学年に編入されていることと対照的である。

表2 学齢相当年齢より下級学年に編入されている学齢児童数

（1999年5月1日現在、年齢は1999年度末年齢による。） （単位：人）

区分	1学年下	2学年下	3学年下	4学年下	5学年下	合計
小学校	287	55	16	5	3	366
中学校	336	132	-	-	-	468

（出典）文部省教育助成局海外子女教育課『海外子女教育の現状』2000年、72頁

^{*4} 文部省教育助成局海外子女教育課『海外子女教育の現状』、2000年、36～37頁

^{*5} 池上摩希子「「中国帰国生徒」に対する日本語教育の役割と課題 第二言語教育としての日本語教育の視点から」『日本語教育83号』日本語教育学会、1994年、18頁

3 - 3 中国帰国者子女に対する教育施策

日本政府は、中国等帰国孤児の子女である児童生徒に対する適切な教育機会を確保するため、各般の施策を講じてきた。その概要を以下において述べる。

第1に、特定の学校を「協力校」として指定している。文部省は1976年度から中国帰国子女に対する教育に取り組みはじめ、中国帰国子女の教育指導とそのための研究を行う学校を研究協力校に指定している。文部省から毎年発行されている『海外子女教育の現状』によると、中国帰国子女教育研究協力校は当初は「引揚者子女関係の受入校」と呼ばれ、長野県泰阜村の泰阜南小学校、鹿児島市立荒田小学校、東京都世田谷区立新星中学校、墨田区立曳舟中学校、長野県の泰阜南中学校の2小学校、3中学校が指定され、日本語教育を行っていたが、このうち中学校は夜間中学校であった。翌年には岩手県都南村立見前小学校が追加指定された。

文部省による中国帰国子女教育研究協力校の数的変遷は表3の通りであり、1999年度には小学校23校、中学校15校、高等学校3校、計41校が指定されている。ちなみに、同年度の「帰国子女教育研究協力校」は、小学校16校、中学校11校、高等学校24校、計51校)となっている。

第2は、「教育相談員」の派遣である。外国人児童生徒や中国等帰国孤児子女の増加にあわせて、これらの児童生徒が在籍する学校が所在する地域に母語を理解できる者を派遣し、外国人児童生徒、保護者及び教員等からの適応に関する教育相談などに当たらせる事業を、都道府県教育委員会に委託し実施している。1999年度現在は58地域に外国人子女等教育相談員を派遣しているが、そのうち中国等帰国孤児子女関係は15地域を占めている。

第3は、「協議会」等の開催である。1996年度から都道府県及び政令指定都市において帰国・外国人児童生徒教育に携わる指導主事を対象とした研究協議会を開催している。また、帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域、外国人子女教育受入推進地域のセンター校担当者及びそれを所管する都道府県・市町村教育委員会指導主事等を対象に研究協議・情報交換等を目的とした協議会を開催している。

表3 中国帰国子女教育研究協力校数 (単位:校)

年度	小学校	中学校	高等学校	合計
1976	2	3	0	5
1977	3	3	0	6
1978	4	3	0	7
1979	4	4	0	8
1980	2	2	0	4
1981	2	2	0	4

1982	2	2	0	4
1983	2	2	0	4
1984	5	7	0	12
1985	5	8	0	13
1986	11	11	0	22
1987	11	11	0	22
1988	11	12	1	24
1989	16	14	1	31
1990	16	14	0	30
1991	20	17	3	40
1992	28	19	3	50
1993	28	19	3	50
1994	33	22	3	58
1995	33	22	3	58
1996	15	14	1	30
1997	17	9	2	28
1998	27	19	4	50
1999	23	15	3	41

(出典)中西晃「中国帰国子女の教育 多文化共生に向けての学校教育」、天野正治・村田翼夫編『多文化共生社会の教育』、玉川大学出版部、2001年、120頁

第4は、「研修」「教材開発」等の実施である。1993年度から外国人児童生徒受入校の教員、教育委員会の外国人児童生徒教育担当の指導主事等を対象として、日本語指導法等の研修会を実施している。1986年度に、小学校及び中学校において中国等帰国児童生徒教育を担当している教員の利用に供するため「帰国子女教育の手引き(引揚者子女関係) - 小・中学校編 -」を作成し、中国等帰国孤児子女教育研究協力校をはじめ関係機関に配布している。1988年度には、中国等帰国児童生徒に対する日本語指導教材「先生おはようございます」を作成している。また、1992年度から、外国人児童生徒を対象とした日本語指導教材及び、教師用指導書として「にほんごをまなぼう」、「日本語を学ぼう2」、「日本語を学ぼう3」を作成している。なお、本教師用指導書には、中国語等による対訳も付されている。さらに、これらを基に、学校生活における基本的日常語の習得を目的として、中国語等の母語の音声、表記に対応した「マルチメディア教材にほんごをまなぼう」を作成している。

第5は、教員の加配である。1992年度から文部省は「外国人子女教育の充実」施策の一つとして、教員の加配を実施している。文部省によれば、「日本語能力が極めて不十分であり、家族ともども日本の生活習慣に通じていない」子供に対して「日本語指導や生活面・学習面での指導」を担当する教員を特別に配置するのである。端的に表現すると、専任教員

つきの「日本語教室」の設置である。「中国帰国者」子女はほとんどが家族と共に日本に来てから始めて日本語と接することになり、日本語能力は極めて不十分であるといっても、過言ではない。「日本語教室」では、特定の時間に子どもたちを原学級から「取り出し」、日常使用する日本語について個別指導が行われる。慣れるにしたがい、計画的に教科(特に国語、社会、道徳等)の個別指導をマンツーマンで行う。また「入り込み」指導、いわゆるチーム・ティーチングもある。つまり、ある程度一斉指導に耐えることができる子どもに対しては、日本語担当教員または指導協力者が原学級に入り、その子どものそばについて援助・指導を行う。その他に、放課後などの個別指導及びグループ指導も行われる。これは、一斉指導で理解が不十分な場合、放課後などの時間を利用し、その子どもを個別に呼んで指導を行ったり、少人数グループを編成して指導する。その際は、学年の枠を越えた異年齢の班編成もある。

日本語教室や日本語学級等学校内に特別な指導体制がない場合は、子供たちに対する指導は担任教員に一任されることになる。一斉指導の中でその子どもに対し個別に指導するが、日本語が十分理解できないため日本人の子どもと同じ課題では学習しにくい場合が多い。そのため、就学初期には文部省の日本語指導資料などを活用しながら、簡単な会話及び学校生活への適応指導を行っている。また、校内の指導体制を整え、放課後などに担当教員が個別指導を行う場合もある。通訳や日本語指導をするために指導協力者を受け入れ、いわゆる取り出し指導や入り込み指導を実施している学校も多い。こういう指導に携わっている人たちは子どもの両親が仕事を終えて帰宅した後に家庭を訪問して、学校や家庭での子どもの状況を記したりして精力的に活動している。

4. 「中国帰国者」子女教育の現状

文部省の「中国帰国者」子女教育に対する各般の施策を受けて、地方自治体においては、日本語指導協力者の派遣、教育相談の実施など独自の施策を講じている。例えば、東京都においては、帰国子女(海外帰国子女、中国引揚子女)及び在日外国人子女などが公立小・中学校に就学している場合、日本語能力が不十分な児童・生徒に対し、日本語の習得を目的とする授業を行うことにより、通常の教科についての学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため小・中学校に日本語学級を設置している。東京都教育委員会が定めている認可の基準は以下の通りである。

(認可基準) ...毎年度4月1日現在の在籍数(10名以上)；

(在籍等) ...普通学級に在籍、日本語学級に通級(他校からの通級も可)；

(教員の加配) ...学級の規模により、1～3名の日本語指導担当教員を加配する^{*6}。

4 - 1 自治体及び学校での取り組み

A市「外国人児童生徒等指導員」制度を事例に

^{*6} 中西晃・佐藤郡衛編著『外国人児童・生徒教育への取り組み 学校共生の道』教育出版、1995年、150頁

上記のような施策を受け、独自に「外国人児童生徒等指導員」制度を実施しているA市の事例を具体的に紹介し、そこから問題点を探り出して見ることにする⁷。

A市における「外国人児童生徒等指導員」制度は、「中国帰国者の会」が数年にわたり努力を続け、A市教育委員会がその趣旨をくむことによって、1988年に発足した制度である。この指導員制度は当初「中国帰国者」子女を対象に、数人の指導員を属託職員として雇用し発足させたものである。その後、南米からの日系人労働者、インドシナ難民、親の仕事の関係で来日する外国籍の家族が増え、公立小・中学校等、教育現場の多国籍化が急激に進み、こうした児童・生徒が大幅に増えるに従い、市内の小・中学校の児童・生徒で日本語が分からない子どものために、「外国人児童・生徒等指導員」を各校へ配置することとなった。1996年度のピーク時には、指導員が23名に達するに至った。指導員の数が増えるに従い、当然のことながら、報酬予算額もかなりの額に達し、財政当局等から特定の学校に子どもたちを集めて指導する「日本語学級」的な制度に改めるような要請もあったが、配置期間等を若干変更した程度の改善にとどめ、指導員を各校へ配置する形式が現在でも続いている。

「子どもは慣れるのが早いから、とにかく日本の子の中に放り込む方がよい」と一般によくいわれている。しかし、実際にはそのような簡単なものではない。一見、日常会話ができるようになって一見溶け込んだように見えても実際には生活面、学習面で様々な問題を抱えている。

実際の指導内容は以下のようになっている。指導員は教室内で児童・生徒の横につき、授業の通訳を行うが、全部を訳すことはしない。その生徒の状態によって手助けの必要なところを判断してフォローしている。それが自立につながっている。そのとき、担任との協力は勿論、学校全体の協力が必要である。

日本語の基礎や日本の生活・文化・風習等日本事情等の指導については、なるべく放課後等の空き時間や夏期休暇等を利用して行うことになっているが、通常の授業でも国語等理解の難しい教科については、国語や社会科等の時間に特別取り出し授業を行って、個別指導を行う場合もある。なお、専門教科等については、指導員がつかずに授業を行うケースが多い。

このほかにも、学校の連絡事項を家庭に伝える等、ほぼ毎日のように指導員は子どもたちとかかわる。児童生徒らの両親は仕事に忙しく、家庭と仕事を両立させる余裕がないので、帰国児童生徒の教育はむしろ学校に任せきりになっている。児童生徒は、帰国当初は日本語がうまくできないため、担任の教師より中国語のできる指導員に頼り、教育のことだけでなく、家庭や学校生活の悩みのことまで相談をすることが多い。

指導員のYさんは中国帰国児童生徒のことについて次のように語った。「児童生徒の両親にとって、子どもの教育が何より大事であることは承知の通りである。しかし、最近日本に帰国した児童生徒の両親のほとんどは生活保護を受給しておらず、日本に来るとすぐ就労に追い込まれる状況にある。日本に帰国する当初は、多くの人々が子どもの教育のことを優先的に考え、ぜひ日本で教育を受けさせたいと思う人が多いようであるが、現実はそのように

⁷ 以下の資料は、A市教育委員会資料及びA市職労報138号(1996.12.20)、140号(1997.3.31)、143号(1998.2.25)による。

はならない。親は日本語ができないので、子どもへの指導等教育をサポートしたり、相談に乗ってあげたりすることができない。両親がそろって昼間に仕事に出たり、あるいは昼と夜交代で仕事をしたりすると、子どもはひとりで家に残される時が多い。そのときに、指導員は親代わりになんでも相談に乗ってあげる。」指導員はこのように家庭や学校生活の悩みの相談に乗り、カウンセラー的な役割も果たしている。

指導員の在校時間については、過去においては一律に午前8時30分から午後4時までとされていたが、現在では児童・生徒の在校時間や日本語の習得状況により真に必要な時間のみとなっており、初めて指導員を付ける場合には、小学校低学年は午前8時から午後3時まで、小学校高学年と中学校は午前8時30分から午後3時30分までを目安にしている。

指導員はそれぞれ中国語、ポルトガル語、スペイン語、英語等をマスターしている人たちである。指導員一人が一度に児童生徒3人まで指導できることになっている。

「中国帰国者」は中国の各地方によって生活習慣が様々で、それぞれの家庭状況が異なる。中国でどれくらい教育を受けてきたか、家庭環境がどうだったかによって、児童・生徒の状況が大きく異なり、それに合わせた指導方法が求められ、生活面でのフォローも必要となる。例えば、お弁当ひとつにしても、お弁当をもつ習慣のない地域の出身者にはまず何をどう作るかから「指導」を始めることになる。友人とのトラブルがあった場合は、指導員が真ん中に立って互いの気持ちを伝えたりして、先生や生徒との掛け橋になる。また、その子達の国の文化を日本の子に伝えることもする。例えば、国際理解教育として、地理の時間に帰国児童生徒に中国で住んでいた故郷について話をさせたり、家の写真を見せたり、絵を描かせたりして、日本人の子どもたちの好奇心を呼び起こしているんな質問が出たあとに、指導員が「残留孤児や残留婦人等」が生み出された歴史的経緯について、子どもたちに分かりやすく説明するなどして、クラスの児童・生徒が「中国帰国者」子女を理解し、また交流の場にもすることができる。

言葉で気持ちを表現できないために、友人関係を築くのに苦労している児童生徒が多い。そこで指導員たちは彼らのそばに居合わせながら友人関係を作れるようにいろいろ配慮している。遠足、運動会、展覧会等の行事に積極的に参加させ、日本の生活習慣を身につけ、クラスのみなどとコミュニケーションがとれるように手助けをしているのである。

「中国帰国者」子女が日本の運動会、学芸会、展覧会、遠足等日本の学校文化に「適応」するために努力するのは大事なことであると思う。その一方、日本の先生や児童生徒にも「中国帰国者」の持っている文化、風俗習慣に関して勉強する場を設け、みんなが互いに異文化を理解して、日本の多文化教育の形成、『共に生きる』という意識を育てることが国際化時代に目指すべき教育ではないかと思う。

A市の「外国人児童生徒等指導員」制度は教室内で授業の内容を通訳するだけでなく、教室外では、個別に日本語学習や生活・習慣の指導にあたり、学校と父母との“橋渡し”的な役割も担っている。また子どもに買い物等の日常生活を頼る場合が多い家族にとって、間接的ではあるが、指導員はなくてはならない頼もしい存在となっている。“子ども本位”のユ

ニークな、他市にない制度として全国から注目されており、他府県からの視察申し込みが相次いでいる。市としては、なんとか制度を継続していく方法を検討している。

この制度は国や都からは一切補助金がなくA市が独自で維持してきたが、近年予算がかさむという理由で見直しを迫られている。子どもの転入・転出数の予測がつかめないため、年間予算や人員確保の見通しが立ちにくく、契約半ばで子どもが転出した場合、残る指導員の生活保障をどうするか等の問題もあり、市では予算および制度自体の見直しを余儀なくされている。

実際には、「指導員が決まらなると、学校での受け入れができないとする場合が多いので、急いで指導員を探す必要があり、現状の制度では、指導員の希望等を調整することが大変で、詳細な話は学校へ再度調整の相談をしないとなかなか決まらない。」と担当者は述べている。

指導員側からすれば、自分たちは熱意をもって仕事にあたっているが、身分が不安定であることが心配の種となっている。具体的には、例えば健康保険について見ると、勤務日数により加入したり喪失したりと不安定な状態である。

また、この制度により外国の児童がA市に多く集まり、学校としては困難な問題を抱え込むこととなる。こうした児童の就学を受け入れるにあたっては、家庭の問題、金銭等の生活上の問題等について、組織的にケアする体制を構築すべきであると考え。現に、A市の担当者はこう語っている。「本来、自治体はこうしたことに予算をかけるべきではないかと思えます。全国に指導員制度が広がっていくことが、本当の国際貢献になるんじゃないかと考えがなばっています*8。」

4 - 2 . ボランティアの取り組み 「同歩会」(中国「帰国者」・家族とともに歩む練馬の会)の支援活動を事例に

1994年に日本政府は「中国残留邦人等の円滑な促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(中国残留邦人等支援法)」を公布した。その中で、日本政府は残留邦人が「残留」することとなったのは戦争の結果であることを認め、残留邦人の帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援等について、「国の責務」として行うこととした。しかし、支援はあくまでも残留孤児や残留婦人たちに対してであって、2世・3世及びその子どもたちに対する支援は規定されていない。「中国帰国者」家族の日本定住化に伴って、彼らを巡る問題は、就労に関する様々な問題ばかりではなく、子どもの教育問題、居住問題、社会保障等新たに「生活者」としての問題が生じてきている。

中国帰国者およびその家族の定住化が進む段階では、行政の支援だけでなく、ボランティア団体等の支援活動が非常に重要な役割を果たしている。具体的には、各ボランティア団体は公民館等地域に密着した社会教育施設を利用して支援活動を進めている。日本語教室、中国語教室、料理教室、生活相談、忘年会等の場を通じ、できるだけ多くの地元住民や支援者の参加を望みながら、「中国帰国者」が地域社会の中に定住し、日本人との交流ができるよ

*8 1999年2月23日 赤旗による。

うに配慮しているのである。従って、「中国帰国者」家族にとって、ボランティアの人たちの支援は日々の生活の中で欠かせないものとなっている。

次に、「同歩会」を事例に、ボランティア団体の支援活動を見てみることにする。

「同歩会」は、1995年10月、日本語教室を前身にして、活動している団体である。ボランティアとして支援に携わっている人は約30名で、日本語教室担当者が最も多く、ほかにも、生活相談、通訳、英語教室、事務局、数学教室（臨時休講）などを分担している。「同歩会」の会員数は、現在帰国者を含めて約150名いる。会費は日本人会員が年に6,000円で、帰国者会員は年に2,000円である。

「同歩会」は、毎週土曜日の夜に「大人クラス」と「子どもクラス」の日本語教室を定期的に開いている。「大人クラス」には毎月新しく入国してくる2世・3世の新入生がいる。「大人クラス」は基本的に10人以下の少人数制で、入門コースと中級コースがある。「子どもクラス」はマンツーマン形式で行っているが、日本語教室という場を通じて子どもに日本語を教えるだけでなく、生活相談、学校で起きた問題などについて、子どもと接しながら二重三重の困難を抱えている子どもたちの自立のために手助けをし、カウンセラー的役割を担っている。

当会は「中国帰国者」を先生にする中国語教室、料理教室、バザー、春節の集い、カンパなどを行い、資金を集めている。2002年の春節の集いには150余名の人が出席して、とてもにぎやかだったという。しかし会費やカンパだけでは同会を運営するための資金が不足している。それで当会ではいろいろ活動を行い、財団からの助成を仰いでいる。具体的には、国際交流財団から1998年4月1日から2000年3月31日までの3年間、年に134万円の助成を受けた。また、日本財団から2000年10月1日から2001年3月31日までの半年間100万円の助成を受けた。これらの財団の支援を受けて、日本語教室や生活相談、通訳派遣等の活動を充実させることができた。当会は所属している区にも資金の要請を出しているが、区からは資金的な支援を受けるには至っていない。

当会の日本語教室は日本語を教えることだけに止まっている訳ではない。日本語を教える傍ら、生活相談を受ける。学校についていけない子どもの不登校、引き籠りなどについて何とか学校に行くように手助けする。また、日本語学習だけでなく、日本の生活習慣、進路問題などに関する講座も開いており、日本語教室のほか、英語教室、数学教室、中国語力保持教室「中文朋友会」等を開いている。

このように、ボランティアとしては何とかして子どもの日本への「適応」を手助けしようとしているが、子どもの日本への適応は大人より早く、親世代と子ども世代の断絶が現れている家庭が少なくないことは心を痛める問題である。極端的なケースかも知れないが、相談員が相談を頼まれているケースの中には、親子間で言葉が理解できず、けんかにまで発展した事例もあるという。親子間の意思疎通がうまくできず、話をしているうちに互いに相手の話が理解できなくなり、生活相談員に話を持ちかけたケースがあった。このケースの場合、親の中国語と子どもの日本語の二言語による対話であり、相手の言葉の意味をよく聞き取れず、両者の溝が深まり、親子けんかへと発展したのであった。このような状況を踏まえて、

当会では生活相談を受けながら、子どもに対して、仕事の事情などでなかなか日本語能力が上達しない親の状況を説明し、家庭内の問題解決に尽力している。

5. 今後求められる課題

以上で見てきたように、「中国帰国者」子女の教育においては、日本語教育が大きな比重を占めている。学校や自治体、ボランティアが優先的に取り組んでいるのは、子どもたちが「学校や日常生活に支障をきたさない程度に日常会話ができるように」指導することである。子どもたちは日本に来て学校に編入学した時点から、ほぼ常時日常会話から文字の読み書き、教科学習に至るまで、日本語のみの学校生活を経験することになる。そして、日常生活の中で日本語を流暢に使うようになり、一見日本の学校に適應して何の問題もないように見える。しかし、実際には大きな問題が潜んでいる。この点を最後に論ずることとする。

5 - 1 社会生活言語と学習思考言語

現在各地の学校やボランティアが日本語教室を設けて日本語教育を行っているが、その際の基本的な認識は次のようなものである。即ち、日本語が話せないということが学業上の最大の問題であり、この問題を解消する唯一の方法として子どもたちに早く日本語を身につけさせることが肝要である、という認識である。この認識は、日本に移住した初期段階においては非常に有効なものと思われる。しかし、ここでの日本語教育は母語を基礎としてその上に日本語能力を養成するのではなく、母語を除去して母語を日本語に置き換えることを意味していることに注目する必要がある。

問題となることは次の点である。日常生活の中で使用される言語と教室の中で学習する時に必要とされる言語とは異なり、日常生活の中で使用される言語能力と教室で学習する際の言語能力とを区別して捉えることが必要である、ということである。

カナダの言語学者 J・カミンズによれば、言語には、生活言語ないしコミュニケーションのための言語と、認知的能力を必要とする言語がある。太田晴雄はカミンズの用語である「文脈依存言語」と「文脈縮減言語」をそれぞれ置き換えて、前者を「社会生活言語」と呼び、後者を「学習思考言語」と呼んでいる⁹⁾。「社会生活言語」は、日常生活において半ば自動化されて用いられる言語であり、個人間の会話では、顔の表情やジェスチャーなど言語内容を理解するのに役立つ「非言語的要素」を多く含んでいる。また、子ども同士が遊ぶ際には単なる言葉のやりとりだけでなく、行動で示すなどして言語の意味が相互に伝えられる。一般的に、このような社会生活言語を習得するには1～2年かかると考えられている。他方、「学習思考言語」は、言語それ自体のほかには言語の意味内容を理解する手がかりとなる非言語的な要素がない(もしくは少ない)状態で用いられる。例えば、イラストや写真が掲載されていない書物などを読む場合、内容理解に際してはテキストそれ自体を理解する以外に手がかりとなるものはない。このような場合は、抽象的思考に必要な言語能力、そして言語

⁹⁾ 「社会生活言語」「学習思考言語」については、太田晴雄「教育達成における日本語と母語 日本語至上主義の批判的検討」宮島喬・加納弘勝編『国際社会 変容する日本社会と文化』東京大学出版会、2002年、101～102頁を参照されたい。

それ自体に関する知識が求められることになる。学校の教科学習において必要となるのはこの種の言語能力であり、「授業についていくために必要な言語」である。社会生活言語に比べてより複雑なレベルの認知能力が必要となるため、習得期間も5年程度は要するといわれている。

現在、「中国帰国者」子女については、日本語教室や日本語学級などで短期間の初期的な日本語教育を受ける以外は学習上の援助はなされていない。学校では日常会話ができるようになる、教師にも授業を真面目に聞いているように映る。しかし、実際は教科の内容を理解できないまま授業時間が過ぎてゆき、授業内容についていくことが困難な状態に置かれている場合が多い。従って、教科の授業における学習及び言語上の援助が不可欠となるのであるが、原学級においてはこのような支援がほとんどなされていない。結果的には学習思考言語としての日本語を獲得するための条件が整わないままに原学級での授業を受けていることになる。

A市の日本語指導員はこうした状況について次のように語っている。「学校での日常会話は通常1年間で大体問題なくできるが、原学級に戻った後は教科の理解が十分にできず、学習の意欲をなくしてしまう生徒が多い。しかし、現在の指導体制では日本語が話せる子どもには指導員はつかない。このような子どもたちは教科の指導を必要としているが、それは生徒本人任せになっていて、実に気の毒である。」

鍛冶致氏がまとめた「中国帰国者」子女の高校（高1、高2）の退学率をみると、1995年5月現在、中学校3年生に在籍する中国帰国生徒は全国で611人であったが、このうち高校に進学できたものはわずか325人（53.2%）であり、高1、高2の退学率は19.4%に達する。文部省が公表したこの数字自体が実情を正確に反映したものと保証できないが、こうした数字を中国帰国生徒以外の者も含めた全体の退学率6.9%と比較してみると、中国帰国者子女の進学率の低さ・高校退学率の高さが顕著である^{*10}。

上記の数字から見られるように、「中国帰国者」子女の進学及び退学問題は大きな問題と言わざるを得ない。その背景として家庭の経済的状況の苦しさが伺われることは言うまでもなく、行政や学校としては、日本語教育と平行して、「中国帰国者」子女の「学力」問題に取り組むことが求められ、その必要性は切迫している。

5 - 2 学校言語と母語

来日してまもなくすると、子どもたちは日常生活の中で友達と遊び、教師とコミュニケーションをとるために必要な社会生活言語を確実に身につけていくことになる。したがって、子どもたちが母語を使用する機会は極めて限られることとなる。そして、学校内で母語を話せるほとんど唯一の場は日本語教室となる。日本語教室は子どもたちにとっては、集中的に日本語を勉強する場であると同時に、同じ境遇にある級友と自分の思うことを自分の言葉（母語）で自由に表現できる貴重な場ともなっている。

^{*10} 鍛冶致「中国帰国生徒と高校進学 言語・文化・民族・階級」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社、2000年、233～234頁。

また、学習思考言語の発達には母語能力と別個に存在するのではなく、密接な関係があるといわれている。つまり、母語である中国語が十分発達していなければ、第二言語である日本語の学習思考言語の能力を十分発揮できない、と考えられる。

さらに、国際交流が盛んに行われている時代において、母語抜きでの教育は中国語、中国文化の伝達を妨げ、親世代とのコミュニケーション手段に影響を与え、「中国帰国者」子女本人のアイデンティティ形成に大きな影響を与えることになる。

学校言語を母語としない子どもに対する公正な教育を実践する上で、バイリンガル教育は重要な役割を果たすものと考えられる。母語による識字能力の保持および伸長が第二言語の習得と認知的発達にとって不可欠の要因であり、母語によって獲得された知識・概念は、第二言語へと移行しうることから考えると、バイリンガル教育は、日本語を母語としない子どもの教科学習を容易にするばかりでなく、第二言語の日本語の習得に関しても有効性は高い、と考えられる¹¹⁾。

学校で用いられる言語（学校言語）と家庭で話す言語（母語）を異にする子どもたちは、世界的に数多く存在しており、共通の課題となっている。子どもたちは学校という環境のほかにもう一つの重要な環境として家庭がある。このように、学校言語と家庭言語が異なるため、「中国帰国者」子女にとって、新たに問題となっているのが親世代とのギャップの存在である。子どもたちは日本語や日本文化を身につけるのが早く、日本社会への適応が早い。親世代は来日して年月が経っても日本社会になかなか溶け込めない。その結果、世代間のギャップが生じ、時間が過ぎれば過ぎるほど親子間の対立が深くなる。子どもは親の下手な日本語を恥ずかしく思い、親への敬意が薄れる。自分は中国人とみなされるのを恥ずかしく思い、中国語を使うのを嫌がるようになる。

親が中国語で叱っても日本語で反発してくる。中には中国語を忘れてしまう子どもも現れ、前述したような言葉の相互不理解による親子間のけんかも生じている。中国語を話せない、中国文化を知らない子ども世代は普段日本文化だけに接触していて、日本人と同じようにふるまい、自分は日本人だという帰属意識が強くなる。例えば日常生活において、子供たちは日本語・日本文化の習得や友達づくりが容易であるために、友達中心の日本文化や習慣に慣れ、家庭内にそれを持ち込もうとする傾向が見られる。食生活においても子どもたちは学校の給食に慣れていて親が作ってくれたお弁当(中華)は恥ずかしくて持っていきこうとしない。家庭でも学校の給食に似た料理を食べたがっているが、親は作れない。したがって、子どもは「お母さんが作ってくれたお弁当はもういい。」と言い始め、親との対立関係が深くなる。このように、日本社会への適応が非常に早く進んでいく子どもたちと中国人の意識と文化をもち続けている親との関係はますます溝が深くなり、家庭内では葛藤・対立の状態となる。

ボランティアの人たちの話によると、家庭内のまとまりがだんだん崩れて「家庭崩壊」に至るケースが少なくないという。また、大人でも子どもでも、男性の場合、特に日本社会への適応がうまくゆかないケースが多いが、女性の場合は何とか働いて日本に適応しようと努

¹¹⁾ 太田晴雄「教育達成における日本語と母語 日本語至上主義の批判的検討」宮島喬・加納弘勝編『国際社会 変容する日本社会と文化』東京大学出版会、2002年、114頁。

力している、とのことである。男性の場合は自分の思うようにならないと、プライドを傷つけられたと受け取り、家に閉じこもる傾向が見られ、それが離婚問題にも発展し、実際に離婚して一方が中国に帰るケースすらみられる、とのことである。

5 - 3 家庭へのサポート

教育社会学の分野では、子どもの教育達成レベルに親の学歴や家庭環境が大きな影響を与えることが明らかにされている。家族の教育の機能は学校教育へとシフトしたと考えられているが、実際には、常に家庭における教育が子どもの発達に関係し、時には決定的な役割を持つということが指摘されている。例えば、J・S・コールマンは、アメリカで4000の学校を対象に、六つの人種・民族グループの教育機会、学校成績を比較調査した1960年代の有名なサーベイをもとに、「家族的背景特性の子どもの成績に対する強力な関係」の存在を確認している^{*12}。すなわち、親の学歴、家庭の構造的統合度、家庭内の文字文化の有無、親の関心と教育への希望といったクラスターが、特にこの関連の下に注目されたのである。学校での勉学の条件を改善しても、家族的特性が否定的に作用するかぎり、子どもの学業成績の向上は期しがたいのではないか。これが、マイノリティの子どもたちの学校成績を対象としたコールマン調査の提起した一つの重要な論点である。

「中国帰国者」の場合、親の学校経験や文化資本などが子どもに有利な条件として効果的に伝達されているとはいいがたい。「中国帰国者」子女の祖母世代は、戦前「大陸の花嫁」^{*13}として中国の東北部に渡っていた人々であり、「中国帰国者」子女の親世代は中国で生まれ育ち、日本に来る直前まで中国で生活していた人々である。祖母世代は日本語を自由に操るが、親世代は中国生まれで、人の移動の少ない中国社会で育ち、教育が重視されていなかった文化大革命の時期を経ているので、知識の獲得に熱心とは言えない人々が多く、この点は時代背景が影響しているものと思われる。さらに、圧倒的多数の中国帰国者は、日本に帰国して直ちに生活のために労働を開始し、日本語を学習する機会にあまり恵まれていない。そして、たとえ中国で高学歴と高い社会地位をもっていた親であるとしても、それらの文化資本は必ずしも日本での仕事に反映されるとはいえず、日本語習得の機会を逸しているのが現状である。かくして、子どもの教育への関心が薄れてくる傾向となる。

子どもが学校で順調に学力を伸ばし、健全に育つためには、学校やボランティアの指導やサポートは勿論欠かせないものであるが、親が子どもの教育に強い関心を持ち続けることが子どもにとって何よりの動機付けになるとと思われる。当面「中国帰国者」が子女の教育に関心を向ける余裕が必要であり、そのためには、家族への経済的測面の支援が何より重要とな

^{*12} 宮島喬「家族、ハビトゥス、実践 資本としての家族をめぐる覚え書き」宮島喬著『文化と不平等 社会学的アプローチ』有斐閣、1999年、116頁。

^{*13} 「大陸の花嫁」とは、日中戦争期に日本の対外侵略政策に基づいて大陸に送られた満州移民、及び満蒙開拓青少年義勇軍の配偶者（またはその候補者）として養成され、渡満して現地で結婚生活を送った女性を、すべて含んでいる。相庭和彦・大森直樹・陳錦・中島純・宮田幸枝・渡辺洋子著『満洲「大陸の花嫁」はどう作られたか 戦時期教育史の空白にせまる』明石書店、1996年、11頁。

る。安定した就労、生活環境を保証し、その上で子どもの教育にかかわりを持てるような状況をいかにしてつくることが出来るか、ということが今後の課題となるであろう。

さらに大きな問題は、日本国内の若年失業率が高まっていることであり、このことが若年者の職業生活を入り口の段階で躓かせている。この問題と絡めて中国帰国者子女の教育問題を考える必要がある。

【参考文献・参考資料】

- 相庭和彦・大森直樹・陳錦・中島純・宮田幸枝・渡辺洋子著『満洲「大陸の花嫁」はどう作られたか 戦時期教育史の空白にせまる』明石書店、1996年
- 天野正治編『国際理解教育と教育実践 国際理解教育における帰国子女教育』エムテイ出版、1994年
- 池上摩希子「中国帰国生徒」に対する日本語教育の役割と課題 第二言語教育としての日本語教育の視点から」『日本語教育83号』日本語教育学会、1994年
- A市職労報138号、140号、143号
- 太田晴雄「教育達成における日本語と母語 日本語至上主義の批判的検討」宮島喬・加納弘勝編『国際社会 変容する日本社会と文化』東京大学出版会、2002年
- 鍛冶致「中国帰国生徒と高校進学 言語・文化・民族・階級」蘭信三編『「中国帰国者」の生活世界』行路社、2000年
- 厚生省援護局編『援護五十年史』ぎょうせい、1996年
- 厚生省社会援護局中国残留孤児等統計資料
- 中西晃・佐藤郡衛編『外国人児童・生徒教育への取り組み 学校共生の道』教育出版、1995年
- 広田康生編『講座外国人定住問題第3巻 多文化主義と多文化教育』明石書店、1996年
- 宮島喬「就学とその挫折における文化資本と動機付けの問題」宮島喬・加納弘勝編『国際社会 変容する日本社会と文化』東京大学出版会、2002年
- 宮島喬『文化と不平等 社会的アプローチ』有斐閣、1999年
- 文部省『海外帰国子女教育の現状』2000年